

1. 前回のおさらい

前は、複式簿記・発生主義会計の概要を説明しました。事業活動を原因と結果の2つの側面にとらえ、借方（左側）と貸方（右側）に勘定科目と金額を記載したものが『仕訳』です。

今回は、この仕訳の具体例を説明します。特に、多くの担当者の財務処理に影響を与える『歳出』に関する仕訳を取り上げます。

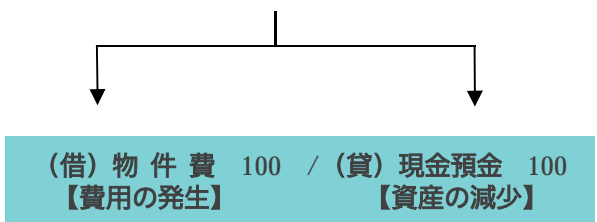
【仕訳の法則】

仕訳を作成する際、借方と貸方のいずれに記載するかは下記の「仕訳の法則」に従って行います。

例えば、消耗品を購入して需用費を計上する場合、「費用の発生」ですので、借方（左側）に支出する費用の内容を表す勘定科目「物件費」を、支払代金は「資産の減少」ですので、貸方（右側）に減少する資産の内容を表す勘定科目「現金預金」を記載します。

| | 借方(左側)に書く | 貸方(右側)に書く |
|-----|-----------|-----------|
| 資産 | 資産の増加 | 資産の減少 |
| 負債 | 負債の減少 | 負債の増加 |
| 純資産 | 純資産の減少 | 純資産の増加 |
| 収益 | 収益の取り消し | 収益の発生 |
| 費用 | 費用の発生 | 費用の取り消し |

消耗品購入のため、現金預金から100支出した。



2. 費用に係る勘定科目

新公会計導入（H27.4）以降、財務会計システムにおいて従来の支払処理を行う際、システム上で示される予算の性質別区分に準じて設定された「勘定科目」の選択が必要になります。

また、新公会計では、現金処理を伴わない新公会計特有の処理が発生しますが、これらは決算時等に仕訳をすることとなります。

いずれの場合も、その処理内容がどの勘定科目に該当するか知っておく必要があります。

代表的な勘定科目と予算上の歳出科目の対比表は次のとおりです。

| 《新公会計》 費用に係る勘定科目 | 予算上の歳出科目（節）又は内容説明 |
|---------------------|--|
| 人件費 | 給料、職員手当等が該当する。 |
| 物件費 | 旅費、需用費、役務費、委託料等が該当する。 ただし、下記に定める維持補修費、扶助費、補助費等及び投資的経費に属するもの等（資産計上されるもの）を除く。 |
| 維持補修費 | 維持補修費が該当する。 ただし、施設の増改築等資産価値を増加させ、又は耐用年数を増加させるもの（資産計上されるもの）を除く。 |
| 扶助費 | 扶助費が該当する。生活扶助や医療扶助等、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、郡山市から被扶助者に対して直接支給される経費をさす。 |
| 補助費等 | 補助費等（他会計、他団体、公営企業等に対する負担金、補助金及び交付金等のうち、郡山市の資産の形成につながらないもの）が該当する。 |
| 繰出金 | 公営企業会計や他会計に対する繰出金が該当する。 |
| 減価償却費 | 償却性資産（建物、工作物等）の減価償却費を計上する。（新公会計特有） |
| 公債費（利子） | 地方債の支払利息が該当する。 |
| 固定資産除却損 | 固定資産を除却（廃棄等）した場合に、除却直前の帳簿価額全額を計上する。（新公会計特有） |
| 不納欠損額 | 当期に不納欠損処理を行った未収金のうち、不納欠損引当金を超える分等を計上する。（新公会計特有） |
| 貸倒損失 | 当期に不納欠損処理を行った貸付金のうち、貸倒引当金を超える分等を計上する。（新公会計特有） |

